参考資料４

平成２９年度子ども・子育て支援推進調査研究事業
社会的養護対象の0歳児～18歳到達後で引き続き支援を受けようとする者に対する効果的な自立支援を提供するための調査研究（総合アセスメント及び自立支援計画・継続支援計画ガイドラインの作成）報告書（別冊２）（抜粋）

子ども・若者ケアプラン
（自立支援計画）
ガイドライン

平成３０年３月

第１部　子どもの実態把握・評価（アセスメント）とケアプラン（自立支援計画）の基本

「全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、愛され、保護されること、その生活を保障されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。」

（児童福祉法第１条）

「全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益を優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。」

（児童福祉法第２条）

全ての子どもが有している権利を保障するため、社会は子どもの心身の健全な発達と健康の維持に責任をもつとともに、将来、すべての子どもがそれぞれの能力や個性にあった自立を達成していけるように適切な養育及び支援を行う責務がある。更に、児童福祉法第 3 条の2に基づき、子どもは家庭で養育されることが優先されなければならない。

代替養育の場で、子どもの権利を保障し、適切な養育を行うためには、一人ひとりの子どもの心身の発達と健康の状態及びその置かれた環境を的確に実態把握・評価（以下「アセスメント」と言う。）し、これに基づいたケアプランを立てる必要がある。ケアプランは養育・支援計画と家庭復帰支援計画からなり、適切な養育と実家庭支援によって、早期の家庭復帰が図られ、家庭復帰が困難な場合は親族・知人による養育、養子縁組などにより永続的な家庭が与えられる必要がある。

そのためにも、代替養育の場で生活する子どものケアプラン（自立支援計画）の策定は義務付けられている。

Ⅰ　子どもへの適切な養育・支援のためのアセスメントとケアプラン（自立支援計画）の現状と課題

1. 子どもの養育・支援のためのアセスメントの現状と課題

現在、里親の家庭や児童福祉施設で生活する子どもに対する支援については、個々の子どもに関するアセスメントを行い、子どもやその保護者の意向を配慮しつつ、関係機関と協議した上で策定されたケアプラン（自立支援計画）に基づいて行われている。

策定されたケアプラン（自立支援計画）が適切か否かは、子どもの健やかな成長・発達に大きな影響を及ぼすことにもなる。

しかしながら、児童相談所における児童虐待相談への対応状況をみると、その相談件数の増加とともに早期対応に多くの時間が費やされ、子どもの養育や保護者への支援による家庭復帰支援については十分に対応し切れていない状況にある。虐待や非行といった問題については、複数の要因が複雑に絡み合って発生しているケースが多く、それらの要因の把握は容易ではない。このような状況の下、子どもや子どもをめぐる状況を客観的にかつ的確に判断するためのアセスメント指標の開発や、それに基づくケアプラン（自立支援計画）の策定、養育・支援の質を確保するための評価体制を確立することが、早急に取り組むべき重要な課題になっている。

2. 里親・児童福祉施設等におけるケアプラン（自立支援計画）の現状と課題

従来、児童福祉施設におけるケアプラン（自立支援計画）については、子どもや保護者及び関係機関の参加の下に、アセスメント、計画策定、計画の実施、確認・事後評価、見直しといった適切な過程に基づき実施されることになっており、里親のケアプラン（自立支援計画）は児童相談所が策定することとなっていた。しかし、平成 29 年 8 月に出された「新しい社会的養育ビジョン」では、「自立支援」というあたかも代替養育から自立することを支援すると誤解される用語は慎み、養育・支援計画（プラン）と家庭復帰支援計画（プラン）に分けて策定するべきとされている。ここではその両方を合わせて、ケアプランと呼ぶ。養育・支援計画は児童相談所・里親やファミリーホーム、児童福祉施設が協働して、子どもの意見や保護者の思いを十分に聞き取って作成し、家庭復帰支援計画はそれに加えて市区町村の福祉など地域で家庭を支援する機関が協働して作成するべきとされている。

特に昨今、虐待を受けた結果、専門的対応が求められるケースや、生育歴等にも複雑な背景をもったケースが大多数となってきていることから、里親・ファミリーホームや児童福祉施設においては、子どもやその家族に対して的確なアセスメントを実施し、ケアプラン（自立支援計画）を策定、それに基づき支援を実施するといった体制を構築することが喫緊の課題になっている。

3. 里親・児童福祉機関等におけるアセスメント及びケアプラン（自立支援計画）システムの現状と課題

児童相談所と里親・児童福祉施設等との連携は、古くて新しい問題である。児童相談所は、児童福祉施設、里親等へ措置する場合、事前に当該ケースにおける問題点や課題、児童相談所の援助方針等を十分伝え、それぞれの役割や支援目標、支援方法等について綿密な打合せを行うことになっているが、実際には十分に行われていない場合がある。また、子どもを施設に入所させてしまうと、施設側に子どもの養育も家庭復帰支援も任せきりになってしまい、ほとんど関与しなくなってしまっている状況が少なからず見受けられる。

里親や児童福祉施設側も、義務づけられている支援状況報告などを除けば、子どもと家族に関する支援状況やその効果などについて児童相談所に定期的かつ必要に応じて報告することが十分でないという状況もみられる。このように、子どもの入所前から入所後の対応について、児童相談所と里親や児童福祉施設との協働による支援がシステムとして十分に確立されていない現状にあることから、より確実に一人ひとりの子ども、家族、地域社会、関係機関等の具体的な課題を把握し、子どもの自立に向けた支援が行えるよう、臨床的知見や科学的根拠に基づいたより精度の高いアセスメント方法等の開発やケアプラン（自立支援計画）の策定、実施、評価・見直しといったシステム化が課題となっている。

＜参考：社会的養育ビジョンの記載＞

現時点では、代替養育となった子どもには「自立支援計画」が立てられることになっている。しかし、代替養育は永続的解決に向けたソーシャルワークが必要な時期であり、そのソーシャルワークにおけるプランと、子どものニーズに応じた養育を行うためのプランが立てられるべきである。例えば、ソーシャルワークにおける家庭

復帰プランは親・子ども・家庭・地域のアセスメントに基づき、親や家庭支援の頻度・内容・担う機関や人材の計画、その計画の効果の評価方法、子どもと親の再統合に向けた計画などが含まれ、児童相談所が責任をもって計画し、施設や里親と共有し、実行すべきであり、養育プランは子どもの発達や心理的状況に応じて、子どもの傷つきからの回復をも図る計画などであり、施設や里親が責任を持って計画し、児童相談所と共有して、実行すべきである。いずれも連動して行い、少なくとも 3～4 か月に 1 回はモニタリングして見直すべきである。

上記の内容を児童相談所運営指針に反映させるとともに「子ども自立支援計画ガイドライン」を改訂して、上記のソーシャルワークにおけるプランと養育プランに関するガイドラインを作成すべきである。

II　子どもの養育・支援と家庭復帰支援（親子関係再構築支援）のためのアセスメントとケアプラン（自立支援計画）の基本的考え方

このような現状や課題を踏まえ、一人ひとりの子どもの状況に応じた最適な支援を行うために、子どもや家族に対する総合的なアセスメント方法等の開発及びそれを活用したケアプラン（自立支援計画）策定のシステム化を図ることが必要である。

養育・支援や家庭復帰支援（親子関係再構築支援）を適切に行うためには、子どもの身体、生理、心理、行動、発育・発達及び子どもの表現能力や他者との関係性あるいは個性等について、的確にアセスメントしなければならない。また、子どもは環境に依存する存在であり、子どもの発達にとって多大な影響を及ぼしている保護者や家族、地域社会などの養育環境についても、アセスメントすることが必要である。

したがって、子どもの健全育成および良好な発達を目的に養育・支援していくためには、子ども、家庭、地域社会の状況を総合的にアセスメントし、理解することが必要である。

また、それに基づき、ケアプラン（自立支援計画）を策定するためには、子どもの有する権利の保障という児童福祉の基本理念や子どもの最善の利益を優先するという理念に基づき、権利主体としての子どもやその子どもの個別性や可能性を尊重し、その子どもの問題性の改善・回復のみならず、個性的な自己の確立、自己実現に向けた支援を行うことを基本的な考え方に据えて取り組まなければならない。

1. これからの子ども家庭総合アセスメントのあり方について

（1）子どもの養育・発達支援のためのアセスメントとは

子どもを養育し、発達を支援するためのアセスメントとは、一人ひとりの子どもの個別性に焦点をあて、その子どもの発達を促進するために、必要となる可能な限りの偏りのない正確な情報を収集、分析し、子ども自身や周りの環境に関して総合的に捉え、その計画や支援のあり方を探求する過程である。

言うまでもないが、子どもや家族に対する単なるレッテル貼りを行うものではない。その目的は、より正確なケアプラン（自立支援計画）を立て、有効な実践をしていくために、子どもや子どもを取り巻く環境を的確に把握し、効果的な支援のあり方について探求することにある。

また、子どもの権利擁護や正確で時機を得たアセスメントを実施する上でも、子どもや保護者及び関係者の参加は不可欠である。アセスメントを行う場面は、子どもや家族と支援者とのパートナーシップを形成する協働場面であり、すなわち支援場面そのものでもある。

（2）子ども家庭総合アセスメントの枠組みとその考え方について

子どもは、①子ども自身の要因及び②子どもを取り巻く家庭、③地域社会といった環境的要因がそれぞれに関係し、相互に影響しあいながら、その相互作用によって、健全に発達・成長していく、あるいは不健全な状態に陥っていくというのが、子どもの発達と健康における基本的な構造である。

したがって、効果的なアセスメントを行うためには、少なくとも子ども、家庭、地域社会という3つの側面及びその関係性（相互の親密性、信頼性など）について情報収集・調査し、その子どもの健全な発達にとっての最善の利益を目的に、総合的に分析・検討する必要がある。

そのために、子ども家庭総合アセスメントの枠組みについては、図1に示すとおり、「子どもに関する側面」「家庭に関する側面」「地域社会に関する側面」の3つの側面とその関係性から構成されている。また、各側面に対するアセスメントについては、次のような考え方を基本にしながら、実施していくことが大切である。

図１　子どもの健全な発達のための実態把握・評価（アセスメント）に関して

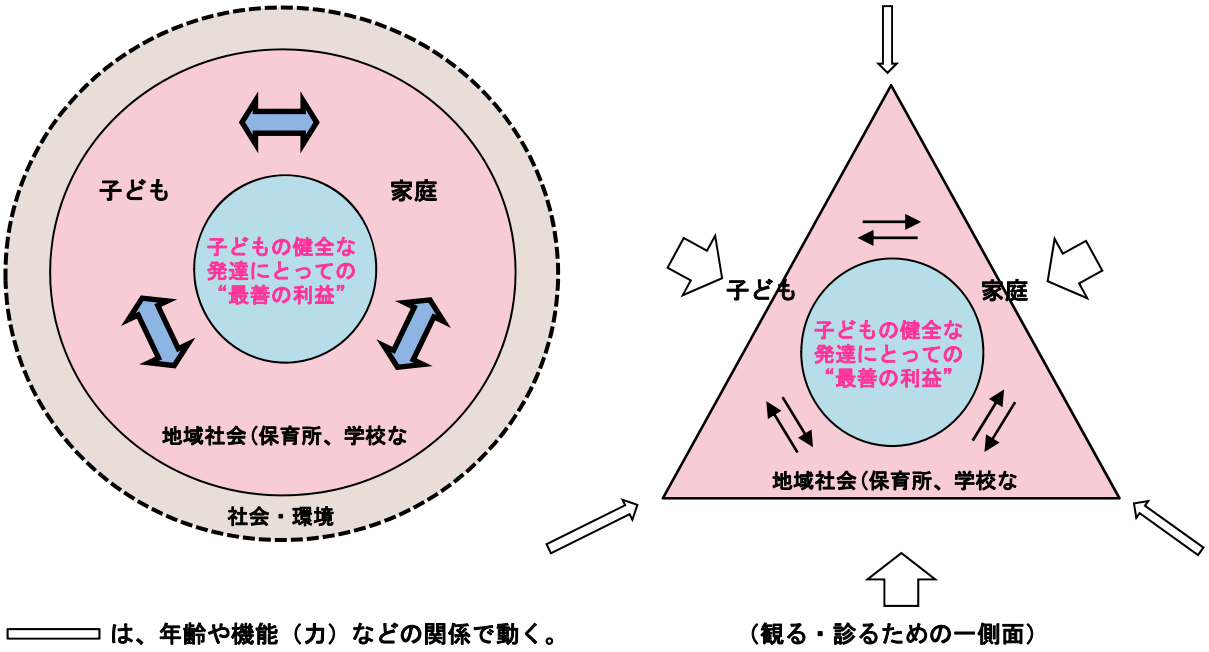

ア「子どもに関する側面」

「子どもに関する側面」については、これまでの支援は、どちらかというと子どもの問題とその解決にばかり目が向いていたというのが実状であった。もちろん子どもの抱えている問題性やリスクを把握し、予測できる結果への対応策を検討しておくことも極めて重要な要素の1つである。しかし、これからの基本的な養育・支援のあり方としては、問題にのみ着目し、その原因究明を行うばかりではなく、発達過程にある子どもの自己の確立を支援するという総合的な視点から、発達すべき諸機能がどのような状態にあるのかを捉え、その子どもの可能性や強み（strength）などプラス面に着目し、エンパワーできるように支援すること、また、それを問題解決に向けて最大限に有効活用すると共に、子どもの生き方・自分らしさ、自己実現、ウェルビーイングという子どもの内面的な状態を理解していくことにより、プロスペクティブな視点で（将来に向けて）支援していくことが、求められる。

イ「家庭に関する側面」

「家庭に関する側面」については、家庭、特に養育者が子どもの健全育成や自立支援において限りなく大きな影響を及ぼしていることは言うまでもない。家庭に関しても、子どもと同様に、家庭のもっているプラス面

やその家庭の価値観、我が家らしさなど、家庭が形成してきた文化などを構造的に把握することが大切である。何故ならば、その理由の1つとしては、子どもが示す行動・態度・生き方やその原因・背景を理解する、あるいは子どもの自立支援をするための適切なアプローチや方法を検討する上で必要不可欠なことだからである。

また、子どものウェルビーイングとともに家庭のウェルビーイングについても同時に考えることが必要である。子どもへの支援のみに力を注いだ結果、復帰すべき家庭が崩壊してしまったのではなにもならない。そのためにも家庭を含めて総合的に捉え、家庭のウェルビーイングも考慮しながら、子どもの自立支援を行うことが重要である。

ウ「地域社会に関する側面」

「地域社会に関する側面」については、子どもの健全育成・自立支援を考えるときに、家庭と同様に子どもに大きな影響を及ぼすのが地域社会である。特に子どもが通園・通学する保育所・幼稚園・学校で生活する時間や内容などを考えれば自明のことであり、子どもがそこから受ける影響は他に比して大きい。保育所や学校など地域社会においてその子どもはどういう生活を送っているのか。その地域社会の養育環境はどのような状況にあるのか。その地域社会には共に助け合うという共同体としての価値観や機能があるのかないのか。あるいは何かあったらすぐに活用できる社会資源や支援が受けられるサポート体制があるのかないのか。その状況によって子どもに及ぼす影響はかなり違ってくる。本来、子どもは地域社会で育つべき存在であり、責任をもって育てられるべき存在でもある。健全な子育ち、次世代育成支援という観点から、地域の子育ち環境や子育て支援状況及び社会資源などについてアセスメントし、活用できる社会資源などを積極的に支援に役立てることが必要である。

このような考え方に依拠し、子ども及び子どもを取り巻く環境が有する問題性といったいわゆるマイナス面に焦点化していたこれまでのアセスメントの枠組みを改め、プラス面や生き方などを含んだ両面から子ども・家庭・地域社会の状況をより正確に、かつ偏りなく捉えることのできる総合的な構造をもった子ども家庭総合アセスメントの枠組みを設けた。

（3）新たに作成したアセスメント票などについて

これまでの児童相談所などの相談機関における総合診断（総合アセスメント）は、面接法、行動観察法、各種検査法などを活用して、児童福祉司・相談員等による社会診断、児童心理司等による心理診断、医師による医学診断、児童指導員等による行動診断などを行い、その診断結果に基づきながら、原則として関係者の協議により行われてきた。

この総合診断をさらに精度の高いものとし、現在及び将来にわたる子どもの自立支援に役立つものとするために、総合診断を補助する道具として年齢別の子ども家庭総合アセスメント票を作成した。

本アセスメント票は、「子ども家庭総合評価票」と呼称することとし、子どもの心身の発達や健康の状態及び家庭、教育・児童福祉機関、近隣地域の養育力や連携状態などに関するアセスメントを目的とし、プラス・マイナス両面のアセスメントが可能な項目によって構成している。

ア 子ども家庭総合評価票

子ども家庭総合評価票は、年齢別において実態把握・評価を行うことが望まれる基本的事項を整理したものである。

■年齢区分について

年齢区分については、子どもの心身の発達状態を踏まえ、乳児期（0～2歳未満）、幼児期（2歳～就学前）、児童期（小学校1年生～4年生）、思春期（小学校5年生～中学校3年生）、青年中期（中学卒～17歳）、青年後期（18 歳到達以降）の6つの時期に区切った。

表 1　子ども家庭総合評価票の構成

①子ども家庭総合評価票（乳児期版）
②子ども家庭総合評価票（幼児期版）
③子ども家庭総合評価票（児童期版）
④子ども家庭総合評価票（思春期版）
⑤子ども家庭総合評価票（青年中期版）
⑥子ども家庭総合評価票（青年後期版）

また、評価内容についても、初期段階で把握すべき基本的な内容と判断した項目については背景を黄色で表示し、優先的にアセスメントできるように整理した。

なお、子ども家庭総合評価票の青年中期版、青年後期版においては、「子ども」を「青年」と表現しているが、本ガイドライン内では両者を合わせ、原則「子ども」と表記する（文脈により一部異なる記載有り）。

イ　子ども家庭総合評価票記入マニュアル

子ども家庭総合評価票を使用する際のマニュアルとして子ども家庭総合評価票記入マニュアルを作成した。このマニュアルは今回作成した各年齢別アセスメント票を包含する全体的な枠組みについて解説したものである。（図 2 を参照）

図 2　子どもの健全な発達のためのアセスメントの枠組み

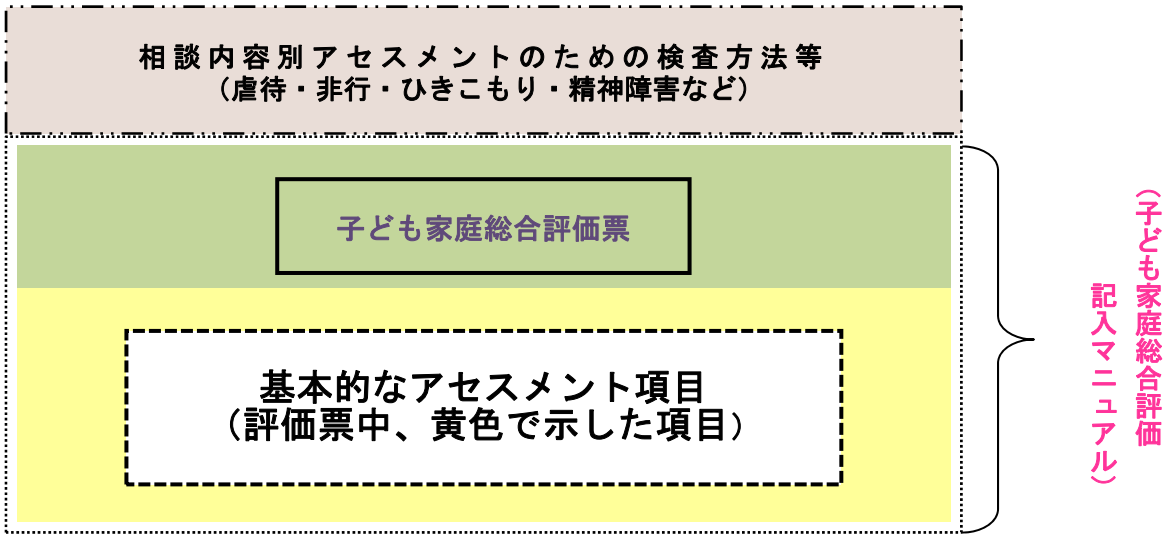

（4）子ども家庭総合評価票の活用の仕方について

適宜適切にこれらの評価票を活用することにより、これまでの総合診断を行う際の根拠・基礎となっている各種診断の結果に、評価票の結果を加えて検討し、今後の見通しを持ってより的確な総合診断を行うようにする。

ただし、活用する際には次のような点について留意することが大切である。

＜活用における留意点＞

＊　子ども家庭総合評価票は、より客観的で適切な総合診断をするための補助的な資料として活用すること。これによって機械的に診断してはならない。総合診断は、あくまでもこの結果も診断するための資料の１つとして活用しつつ、児童相談機関内での協議に基づきなされるべきものであること。

＊　個々のケースに応じて、アセスメント票の活用の有無や調査項目の選択など、弾力的な活用を図ること。ただし、活用の有無あるいは選択については、スーパーバイザーなどとの協議の上で判断することが望ましい。

＊　ケースによっては、この票に基づいたアセスメントだけでは十分でないこともある。詳細な調査等を行うことが必要なケースについては、そのニーズに応じて、検査等活用しながらアセスメントを行うこと。この票の内容は主な基本的事項によって構成されており、この票に基づいたアセスメントだけで完結するものではない。

また、これらの評価票の活用によって各ケースのアセスメント結果の積み上げ・分析に基づく科学的なデータベース化を図ることができる。そしてこのデータベース化によって、アセスメント結果に対するより高い信頼性・妥当性を得ることができるようになり、将来的にはより精度の高い総合診断が可能になる基盤が整備されていくことになる。

2. これからのケアプラン（自立支援計画）のあり方について

以前は、ケアプラン（自立支援計画）については、児童福祉施設が、児童相談所の援助方針（処遇方針）に基づき策定していた。しかし、これからは、児童相談所運営指針の改定により、入所当初の子どもの支援については、児童相談所で作成した援助方針（援助指針）に基づいて行っても差し支えないことになっている。

したがって、子どもの施設入所時にケアプラン（自立支援計画）を策定する方法に加え、入所後数ヶ月間援助指針をケアプラン（自立支援計画）として活用し子どもを支援した後に、入所後の子どもの状態等に対するアセスメントに基づきケアプラン（自立支援計画）を策定してもよい。

従前から、児童相談所は、児童福祉施設、里親へ措置する場合、事前に当該ケースにおける問題点や課題、児童相談所の援助方針等を十分伝え、中心となって対応する機関を明らかにするとともに、それぞれの役割や援助目標、援助方法等について綿密な打合せを行い、了解した事項等について援助方針に盛り込むようになっている。要保護児童の支援が困難になってきている実情を考えると、これからは、このような児童相談所と児童福祉施設・里親との事前協議を綿密に実施することがますます重要になってくる。

子どもが措置された児童福祉施設においては、援助方針や計画に基づき、支援を行い、計画の遂行等について確認し、評価・見直しを実施するといった一連の過程の中で支援を行うシステムの構築化を図ることになる。具体的には、新たに具体的でわかりやすいケアプラン（自立支援計画）票や情報を共有化するためのケース概要票などを作成し、それを活用して養育・支援を行うことになる。

これをまとめて図にしたのが図3である。

これらのアセスメント及びケアプラン（自立支援計画）システムを実効あるものとするためには、児童相談所がコーディネーターとなり、児童福祉施設と常に連携及び協働を図る総合的な体制を確立していくことが不可欠である。

図３　子どもの健全な発達のためのアセスメント及びケアプラン（自立支援計画）システムについて

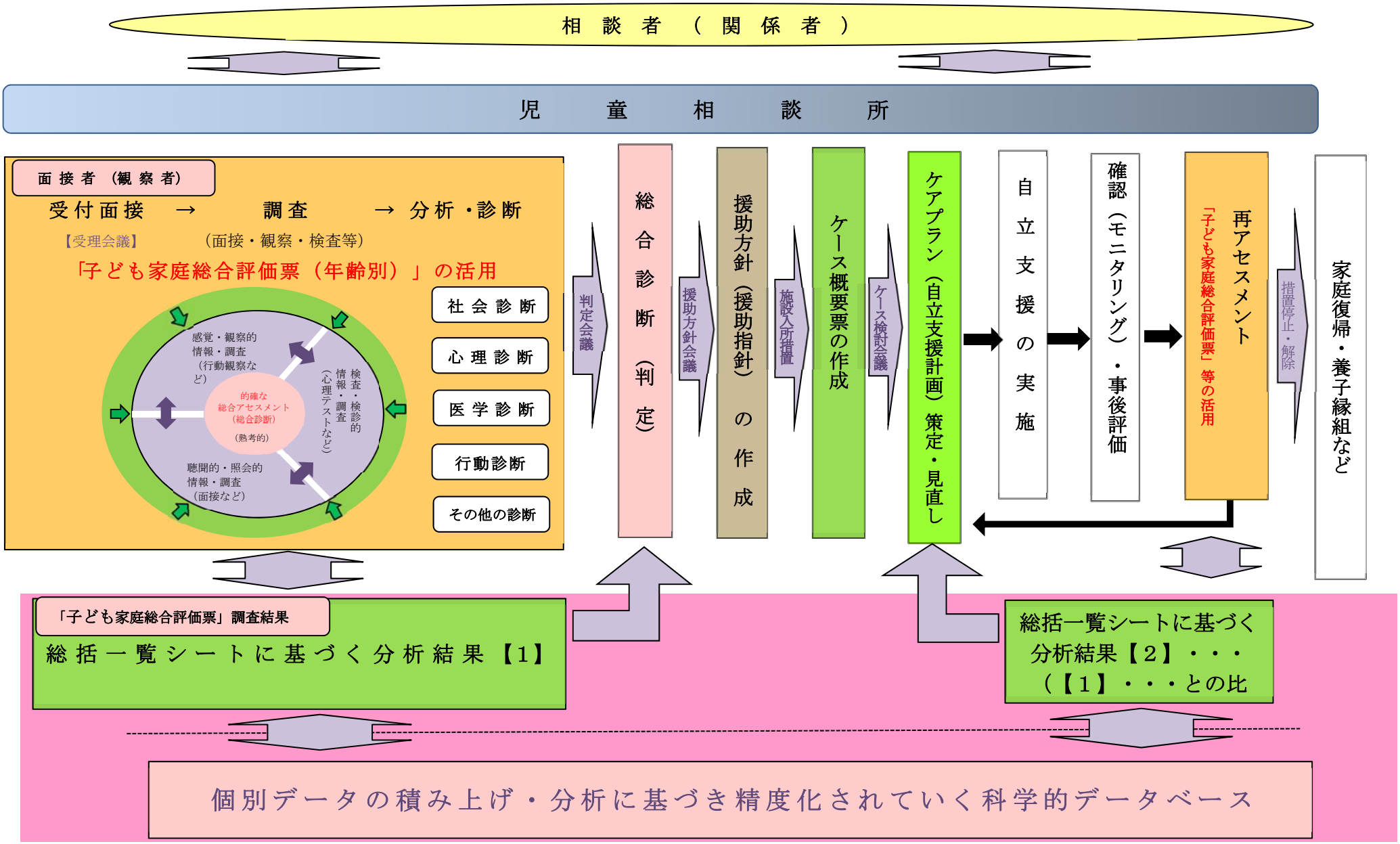

第２部　子どもの養育・支援と家庭復帰支援（親子関再構築支援）のためのアセスメント

Ⅰ　子ども家庭総合評価票の構成・内容

子ども家庭総合評価票は、前述した子ども家庭総合アセスメントの枠組みとその考え方に基づいた構成や内容になっている。その枠組みを示したものが表2である。すなわち、子ども家庭総合評価票の構成や内容は、子ども家庭総合アセスメントをするための枠組みとその考え方を示している。

1. 子ども家庭総合評価票の構成について

本評価票は表2で示したとおり次のⅢ部から構成されている。

パートⅠ：子ども自身の心身の発達と健康に関する諸側面

パートⅡ：子どもが生活する家庭の諸側面

パートⅢ：子どもが生活する地域社会の諸側面

パートⅡおよび、パートⅢの家庭・地域社会は、ともに今回の評価票では当該の子どもの出自家庭（子どもが生まれた家庭）を対象としており、入所型施設や里親家庭での生活を対象とした評価票の開発は今後の課題として残されている。なお、青年後期版では「婚姻（内縁含む）家庭版」として、対象の青年が結婚（内縁含む）して家庭を形成した場合に、その家庭について記載する欄を設けている。

ケアプラン（自立支援計画）の作成にあたっては、専門的な判断を可能にする多くの発達に沿った情報が必要である。本ガイドラインでは、胎児期から 18 歳までの子どもの発達および健康と、これに影響を及ぼす家庭と地域社会の諸側面について表3のような着眼点を設定し、これに準拠して評価項目を作成した。子どもの成長・発達は生物学的側面を有するとともに、時代や社会、文化によっても大きく影響される。子どもの成長・発達に影響するこうした環境要因は時代や社会の変化によってその重要性や内容が異なってくるものと予想され、評価票の根拠となった発育・発達過程のあり方（図4）や項目内容の妥当性については、数年ごとの点検に基づいて適宜改訂をおこなっていく必要があろう。

評価は支援への留意の必要度の観点から行うこととし、4. 留意の必要度が大きい、3. 留意の必要度はやや大きい、2. 留意の必要度はやや小さい、1. 留意の必要度は小さい、の4段階を原則とした。単独で評価する項目（4点満点）のほかに、複数の側面から評価することが適当である項目については、原則3側面を設定した（4点×3項目の 12 点満点）。その他に実態を把握する項目で、評価とは関係ないものも存在する。

＊　**具体例＜単独評価の例（４点満点）＞:**

・食欲　　４．拒食状態　３．かなり不振　２．やや不振　１．正常

＜３項目評価の例（12 点満点）＞:

・学校での反社会的行動

＊　学校で誰かをいじめたことがある

４．よくある　３．時々ある　２．あまりない　１．全くない

＊　授業中につまらなくなって教室を出て行ったことがある

４．よくある　３．時々ある　２．あまりない　１．全くない

＊　学校で先生に反抗したり乱暴したことがある

４．よくある　３．時々ある　２．あまりない　１．全くない

＜実態把握のみの例＞

・現在の哺乳形態

１．母乳栄養　２．混合栄養　３．人工栄養　４．母乳やミルクは終わっている

評価が実施されなかった項目については、

① 情報収集はおこなわれたが、判断しかねた場合を“判断困難”

② 情報収集そのものがおこなわれなかった場合については無記入のまま

にすることとした。

以上のような評価形式については、今後実用の中で設定項目の妥当性とともに逐次検討され、改善が図られる必要があろう。

表 2　子どもの健全な発達のための実態把握・評価（アセスメント）構成

実態把握・評価対象	実態把握・評価分類	実態把握・評価項目	実態把握・評価細目
子ども	A. “健康な心身を育む”機能	a. 身体的発育	身体サイズおよび身体機能のバランスのとれた発達
		b. 身体能力の発達	粗大運動・体力
			微細運動・器用さ
		c. 心身の健康度	身体疾患
			精神障害
			その他の問題
	B. “自分を大切にする”機能	a. 自己	自己概念・自尊心・自己評価・自己同一性（アイデンティティ・ステイタス）
			自己制御（衝動コントロール）
			自己保存・自己受容感・自分のいのちを大切にする
		b. 情緒的発達	
	C. “他者を尊重し共に生きる”機能	a. 他者とのコミュニケーション能力	言語コミュニケーション
			非言語コミュニケーション
		b. 他者との関係性	対人関係スキル・協調性・他者の命を大切にする
	D. “考えて対処する”機能	a. 認知的発達	
		b. 問題解決能力・意欲	リテラシー、応用力、柔軟性、環境操作能力
	E. “基本的な生活を営む”機能	a. 日常生活能力	
		b. 道徳性・社会的ルールの獲得	
		c. 職業意識	
	F. “自分らしく生きる”機能	a. 子どもの発達課題	子どもの発達課題の達成状況
		b. 生育史（生活史・発達史）	子どもが誕生してから現在までの生育史（成長・発達に関連する出来事や経験（親の離婚、死、喪失等））
		c. 性格的特徴	

実態把握・評価対象	実態把握・評価分類	実態把握・評価項目	実態把握・評価細目
家庭	A. “健康な心身を育む”機能	a. 養育者およびメンバーの身体疾患	身体疾患の内容、程度、見通し
		b. 養育者およびメンバーの精神障害	精神障害の内容、程度、見通し
		c. 養育者およびメンバーのその他の問題	その他の問題の内容、程度、見通し
	B. “個々を大切にして信頼しあう”機能	a. 養育者およびメンバーとの関係性	メンバー間の情緒的関係性・情緒的コミュニケーション
	C. “安心・調和を基盤にして共に生きる”機能	a. 養育者およびメンバーの安定性	相互理解・連帯感（凝集性）、安定性（現実性・連続性・計画性）、発展性
		b. 養育者およびメンバーのライフスタイル及び価値観	家族の価値観、生活信条
	D. “協働で対処する”機能	a. 役割分担と協働性	役割構造、リーダーシップ、勢力構造、柔軟性
		b. 問題解決機能（復元機能、現実検討能力）	家族全体による問題解決への意欲・能力・取組
	E. “基本的な生活を営む”機能	a. 住居	アメニティ（快適性）、プライバシー、清潔・衛生、安全管理
		b. 生計	職業、経済的状況
		c. 養育機能（ペアレンティング）	養育意欲・態度、育児スキル
		d. 社会性（社会的スキル、地域社会への参加、近隣との関係）	生活習慣、日常生活力、地域社会に対する関心度、情報の収集能力、地域社会・近隣との接触・参加状況
	F. “「我が家」「うち」らしさを大切に生きる”機能（家族アイデンティティの尊重）	a. 家族の特徴	家族の発達課題とその達成状況 各配偶者の2つの定位家族について（類似点、相違点、関係性等） 家族の特徴（家族アイデンティティ）
		b. 家族史	家族が誕生してから現在までの家族史（養育に関連する出来事や経験（離婚、死、喪失等）））
		c. 家族の課題	家族の将来に対する計画・展望（家族の将来に対する見通し、課題意識など）

実態把握・評価対象	実態把握・評価分類	実態把握・評価項目	実態把握・評価細目
地域社会	A. “健全な養育環境を育む”機能	a. 近隣状況（地域コミュニケーション・連帯感）	近隣や地域社会の住民の特徴とその関係性
		b. 居住地の状況（住宅街・繁華街など）	居住地の特徴（都市部、清潔、騒音、荒廃・復興、生活資源などの生活環境）
		c. 犯罪や安全に関する問題の発生状況	近隣や地域社会の犯罪・非行といった子ども問題やDV・失業といった家族問題の発生率など
		d. 遊び場（児童館・児童遊園・子ども会など）	子どもが活動するための場所や活動とその利用状況など
		e. 文化的環境（地域活動、メディア・情報）	子ども学習・生涯学習講座、子育て支援情報の提供など
		f. 自然環境	自然、自然公園、環境汚染（公害）など
	B. “共に助け合う”機能	a. 近親者からの支援・協力	支援・協力の内容・頻度・効果
		b. 近隣からの支援・協力（組織的支援体制）	支援・協力の内容・頻度・効果
		c. 友人・知人からの支援・協力	支援・協力の内容・頻度・効果
		d. 職場からの支援・協力	職場状況（労働環境・養育への理解・援助（育児休業））
	C. “養育・教育機関と協働して育成する”機能	a. 保育所・幼稚園・学校などの養育・教育および協働状況	機関の利用状況、養育や教育の質、子どもの適応状況、保護者との関係など
	D. “社会資源を活用して子ども・家族のニーズに対応する”機能	a. 活用できる・しているサービス・支援機関（活用状況など）	子ども・家庭のニーズに対応できるサービス・支援機関の有無と利用可能状況、ソーシャルサポートシステムの有効性
		b. 活用できる・しているサービス・支援施策・事業（活用状況など）	子育て支援事業などのサービス・支援事業の実施状況と利用可能状況

表 3　子どもの健全な発達のための実態把握・評価（アセスメント）における着眼点

実態把握・評価対象	実態把握・評価分類	実態把握・評価項目	実態把握・評価細目	着眼点										
				共通	胎児期	生後6ヶ月	1歳	1歳半	3歳	5～6歳	7歳	10歳	14歳	18歳
子ども	A. “健康な心身を育む”機能	a. 身体的発育	身体サイズおよび身体機能のバランスのとれた発達	・身長／体重増加 ・種々の生理的機能の確立 ・栄養状況	・器官発生 ・外界で生存可能な身体機能の獲得	・身長／体重増加 ・種々の生理的機能の確立	・身長／体重増加 ・種々の生理的機能の確立 ・歯の出現	・身長／体重増加 ・種々の生理的機能の確立 ・身体バランスの変化	・身長／体重増加 ・身体バランスの変化	・身長／体重増加 ・乳歯の完成	・身長／体重増加 ・永久歯の出現	・身長／体重増加 ・体型的な変化の開始	・身長／体重増加 ・第二次性徴	・身長／体重増加が落ち着いてくる ・性的成熟の完了
		b. 身体能力の発達	1. 粗大運動・体力	・年齢相応の粗大運動発達	・胎動 ・覚醒時の運動	・原始反射の出現と消失 ・首すわり／寝返り	・座位 ・直立／つたい歩き	・自由な自立歩行	・飛躍 ・投球 ・三輪車の運転	・片足直立／片足跳び	・身体の自由な操作	・体力／持久力増進 ・各種運動機能の向上		・体力／持久力増進のピークを迎える
			2. 微細運動・器用さ	・年齢相応の手足の微細運動発達		・追視 ・手のばし行動（リーチング）	・自由な把握	・なぐり描き ・積木積み	・線や丸の模写	・人物描画 ・ひも通し ・はさみの使用	・数字やひらがなの書字	・各種技能の習得と向上（裁縫・習字・工作・調理）		・専門的訓練によって各種技能の職業化も可能になる
		c. 心身の健康度	1. 身体疾患	・身体／運動機能の異常	・先天異常（・胎児性疾患）	・適応障害（呼吸・循環、黄疸、体温） ・先天異常（外表奇形、内臓奇形、代謝異常）・神経学的異常（姿勢、運動、原始反射） ・低出生体重児、早産児、ハイリスク児	・乳児期の身体／運動機能の異常	・乳児期の身体／運動機能の異常	・幼児期の身体／運動機能の異常	・幼児期の身体／運動機能の異常	・児童期の身体／運動機能の異常	・児童期の身体／運動機能の異常	・思春期の身体／運動機能の異常	・青年期の身体／運動機能の異常
			2. 精神障害	・精神症状		・哺乳の障害 ・情緒の喪失	・哺乳／摂食の障害 ・情緒の喪失	・反応性愛着障害 ・自閉症スペクトラム障害	・幼児期型精神障害	・幼児期型精神障害	・児童期型精神障害	・児童期型精神障害	・思春期型精神障害	・青年期型精神障害
			3. その他の問題	・情緒・行動上の問題										

実態把握・評価対象	実態把握・評価分類	実態把握・評価項目	実態把握・評価細目	着眼点										
				共通	胎児期	生後6ヶ月	1歳	1歳半	3歳	5～6歳	7歳	10歳	14歳	18歳
子ども	B. “自分を大切にする”機能	a. 自己	1. 自己概念・自尊心・自己評価・自己同一性（アイデンティティ・ステイタス）	・自己意識の発達		・ハンドリガード（手かざし）	・鏡映自己像に対する興味	・自己認知の成立 ・自己の基本属性の理解の開始 ・一人称の使用	・自尊心の芽生え	・集団内での自分の役割への気付き		・自己の対象化と自己評価の始まり	・自己の抽象化が進み、自己評価活動が盛んになる	・自己像が明確になり始め、アイデンティティの確立に向かう
			2. 自己制御（衝動コントロール）	・欲求コントロールの発達		・快／不快などを欲求をストレートに表現する	・意図的情緒制御の始まり		・自己調整力が発達し始め我慢ができるようになる	・人の気持ちや状況に合わせて欲求・衝動をコントロールでき始める	・集団内での自分の役割を理解し適切に欲求・衝動をコントロールできるようになる			法律や社会的規範を理解し、遵守できるようになる
			3. 自己保存・自己受容感、自分のいのちを大切にする			・快／不快などの欲求をストレートに表現する	・適切な養育環境の中で自己効力感を獲得する		・性同一性が芽生え始める		・集団内で適切に自分の役割を遂行し、自分の居場所を確保できるようになる		自己を対象化できるようになり、アイデンティティ探求が始まると同時に、自分が生きていくために必要なことを自分で考えられる	・自己対象化、自己理解が進み、肯定的に自己受容できるようになる
		b. 情緒的発達				・快／不快、他者に対する親しみの気持ちの表出など基本的な情緒を表出する	・喜び、悲しみ、怒り、他者に対する恐れ（人見知り）など基本的情緒が分化する		・嫉妬、羞恥感、感動などさらに複雑な情緒が現れる ・自分の気持ちを言語的に表現できるようになる		・なぜそういう気持ちになるのか理由を考えられるようになる	・自分の気持ちを適切に知り、状況に合った言語的・非言語的表出ができるようになる		・他者の気持ちや状況に配慮したうえでの自分の情緒統制が可能になる

実態把握・評価対象	実態把握・評価分類	実態把握・評価項目	実態把握・評価細目	着眼点									
				共通	胎児期	生後6ヶ月	1歳	1歳半	3歳	5～6歳	7歳	10歳	14歳	18歳
子ども	C. “他者を尊重し共に生きる”機能	a. 他者とのコミュニケーション能力	1. 言語コミュニケーション			・声をだして笑う ・声にふり向く	おとなの会話の調子や発音をまねる	・パパ、ママ以外に意味のある単語を3語いう ・一語文が使用できるようになる	・語彙が飛躍的に増加する ・簡単な質問が理解できる ・二語以上の文章が話せる	・基本的な文法が完成する ・内言が発達する	・書字が発達し文章が書けるようになる	・抽象的思考能力の発達に伴い、論理的な文章を書いたり、発言したりすることができるようになってくる		
			2. 非言語コミュニケーション			・共鳴動作（大人のまねをする） ・アイコンタクトや微笑を介して他者とコミュニケーションができる	・差出しや指差し、動作の模倣によって伝達意思のはっきりわかる行動が出現する		・あいさつなどルール化された非言語的コミュニケーション行動を理解できるようになる		・非言語的コミュニケーション行動を状況に合わせて、適切に使えるようになってくる	・自分の気持ちや意思を効果的に他者に伝えるために非言語的コミュニケーション行動を意図的に操作できるようになってくる		
		b. 他者との関係性	1. 対人関係スキル・協調性：他者の命を大切にする			・相互同調行動（インタラクショナル・シンクロニー）など原初的な対人的行動が出現する ・自ら抱かれようとしたり、話しかける人に対して笑う ・親しい人に対する行動が区別され始める	・特定の養育者に対する愛着を形成し始める ・他の子どもに関心を示す	・言語的なコミュニケーションが始まる ・関わりは少ないが友達と一緒にいることを喜ぶようになってくる	・簡単な集団のルールを理解し、友達と集団遊びができ始める ・人の気持ちがわかるようになって思いやりを示せるようになってくる	・家庭や友だち集団の中で、社会的スキルを獲得する ・人の気持ちや置かれた状況が洞察できるようになり、その人の立場に立った理解が可能になる		・家庭や学校など集団の中での自分の役割を理解し始め、自立した存在として他者と協働できるようになる ・年齢の低い者など弱い者をいたわり、可愛がることができる		・養育者からの心理的自立が進む ・社会の中での自分の役割を理解し始め、政治的参加や様々な社会参加に関心を持てるようになる ・周囲の人々と個別に深い関わりがもてるようになる
	D. “考えて対処する”機能	a. 認知的発達				自発的行動を通して外界に働きかけ、周りを知ろうとする	試行錯誤を経て概念ファイルを作っていく	概念ファイルにラベリングをして、言語化することができるようになる	心的イメージがふくらみ、洞察ができるようになる	語彙数が増加し、文法が整い、言葉を使って考え、自分の行動を調整するようになる	本格的な学校教育を受け始め、生きていくために必要な知識を身につける	具体的な現象に関して論理的に思考できるようになる	論理的・抽象的思考が可能となり、大人としての生活に必要な思考力を身につける	
		b. 問題解決能力・意欲	1. リテラシー、応用力、柔軟性、環境操作能力			遊びの中で探索を繰り返すことにより、事象を識別する能力や対象の理解力を育み、問題解決力の獲得につながる			問題に対しては、自己中心的な解決を図る。模倣による学習	遊びや生活の中で、でてくる問題や課題と積極的に向き合うことで、問題を解決するためのレディネスを培う（「なぜ」の学習）	失敗やつまづきを克服する過程を通して、問題を解決していく能力・態度や有能感を育む	種々な生活体験を通して、現実的に問題を解決していく能力や創造的な思考力が発達する	物事を多面的にとらえ、相対的に考え、客観的に問題を解決できるようになる。	

実態把握・評価対象	実態把握・評価分類	実態把握・評価項目	実態把握・評価細目	着眼点										
				共通	胎児期	生後6ヶ月	1歳	1歳半	3歳	5～6歳	7歳	10歳	14歳	18歳
子ども	E. “基本的な生活を営む”機能	a. 日常生活動作能力（ADL）				睡眠、目覚め、食事（授乳）などの安定した生活リズム	離乳	あまりこぼさずにスプーンを使用して自分で食べる	排泄の自己調節ができるようになり、簡単な着脱や自分を清潔に保つ諸活動ができ始める	食事、排泄、睡眠、清潔、着衣など基本的な生活習慣の確立	集団生活の中で、自分のことは自分でできるようになる	衛生管理、栄養管理、家事など、自分が生きていくために必要な生活スキルを身につける		・生活自立が完成する
		b. 道徳性・社会的ルールの獲得				・規範の意識はまだなく、自分の欲求に従っている			・大人の禁止や命令によって、社会的ルールの存在を知り、従えるようになり始める		・友達とのかかわりの中で、お互いにしてはいけないことを学んでいく ・学校教育や家庭教育の中で、社会的規範に対する理解を深めていく		・世の中に法律や慣習的な道徳律があることを知り、社会人として守らなければならないことを理解する	
		c. 職業意識						・大きくなったら何になりたいか空想するようになる		・個人的な体験や学校教育を通して、身近な職業についての理解を深める		・自分が将来どんな職業に就きたいか考え始める	・自分の能力や家庭状況を考慮するようになり、職業選択について現実的なイメージを持ち始める	・自主的に進路選択をおこない、職業に就いて経済的自立を達成するか、達成にむけた専門教育をうけるようになる
	F. “自分らしく生きる”機能	a. 子どもの発達課題	1. 子どもの発達課題の達成状況			信頼感 vs 不信感			自律性 vs 恥・疑惑	積極性 vs 罪悪感	勤勉性 vs 劣等感		自己同一性 vs その拡散	親密 vs 孤立
		b. 生育史（生活史・発達史）	1. 子どもが誕生してから現在までの生育史（成長・発達に関連する出来事や経験（親の離婚、死、喪失等））	誕生以来のおもなライフイベンツの有無と時期										
		c. 性格的特徴など				・興奮性、鎮静性など複数の基本的特性に個人差が出現する	・気質的な特徴がはっきりしてくる		・自己制御性や協調性など性格的な特徴がはっきりしてくる			・自分の性格に関心を持ち、自己制御を試みようとしだす		・性格の自己認識が深まり、意識的な制御が進む

実態把握・評価対象	実態把握・評価分類	実態把握・評価項目	実態把握・評価細目	着眼点
				共通
家庭	A. “健康な心身を育む”機能	a. 養育者およびメンバーの身体疾患	身体疾患の内容、程度、見通し	身体疾患が子どもや他のメンバーに及ぼす影響
		b. 養育者およびメンバーの精神障害	精神障害の内容、程度、見通し	精神障害が子どもや他のメンバーに及ぼす影響
		c. 養育者およびメンバーのその他の問題	その他の問題の内容、程度、見通し	その他の問題が子どもや他のメンバーに及ぼす影響
	B. “個々を大切にして信頼しあう”機能	a. 養育者およびメンバーとの関係性	(メンバー間の情緒的関係性・情緒的コミュニケーション)	親子(母子・父子)関係、夫婦関係、きょうだい関係などにおける関係性の質(愛着・反発、関心・無関心、支配・屈従など)及びコミュニケーションの質(会話の量、肯定的・否定的な情緒的メッセージの程度(共感性、スキンシップ、ユーモアなど)機能的(機能不全)コミュニケーションの程度(明瞭性、率直性、傾聴、フィードバックなど))
	C. “安心・調和を基盤にして共に生きる”機能	a. 養育者およびメンバーの安定性	(相互理解・連帯感(凝集性)、安定性(現実性・連続性・計画性)、発展性)	各メンバーのニーズ、利益、個性等に対する相互尊重、家族会話の確保、家族成員間の調和や家族の安定性を図るための相互の支援状況や同一化(家族内ホメオスタシス)、家族行事や家族旅行等の実施状況、家族の将来を考慮した計画性・発展性の状況
		b. 養育者およびメンバーのライフスタイル及び価値観	家族の価値観、生活信条、信仰	家族の価値観の重要度、価値観の保有状況(意識的・無意識的)、家族内の価値葛藤の有無、家族の価値による影響(子どもの成長・発達への影響)
	D. “協働で対処する”機能	a. 役割分担と協働性	(役割構造、リーダーシップ、勢力構造、柔軟性)	役割構造の状況(親としての役割、夫婦としての役割など)とその適切さ(役割の関係性・役割葛藤の状況など)、家族内の協力、柔軟性、家族内のルールの存在、決定過程(同意・強制など)、キーパーソン
		b. 問題解決機能(復元機能、現実検討能力)	家族全体による問題解決への意欲・能力・取組	家族全体による問題解決に対する要望、問題への理解、問題解決のための計画の策定、協働での具体的な取組の実施状況

実態把握・評価対象	実態把握・評価分類	実態把握・評価項目	実態把握・評価細目	着眼点										
				共通	胎児期	生後6ヶ月	1歳	1歳半	3歳	5～6歳	7歳	10歳	14歳	18歳
家庭	E. “基本的な生活を営む”機能	a. 住居	アメニティ(快適性)、プライバシー、清潔・衛生、安全管理	居心地のよい・快適な住環境(家族の満足度など)、プライバシーの確保など子どもの年齢に応じた住環境の工夫、一人で落ち着ける空間と家族団らんのできる憩いの空間との調和										
		b. 生計	職業、経済的状況	安定性(定職・アルバイトなど)、収入・支出のバランス、計画性										
		c. 養育機能(ペアレンティング)	養育意欲・態度、育児スキル	子どもの養育に対する責任体制、育児ストレス状況、家族メンバー間における子どもの位置づけ、育児に影響を及ぼしている家族機能										
		d. 社会性(社会的スキル、地域社会への参加、近隣との関係)	生活習慣、日常生活力、地域社会に対する関心度、情報の収集能力、地域社会・近隣との接触・参加状況	家族の日常生活の質(ADLおよびQOL)										
	F. “「我が家」「うち」らしさを大切に生きる”機能(家族アイデンティティの尊重)	a. 家族の特徴	家族の発達課題の達成状況 各配偶者の2つの定位家族について(類似点、相違点、関係性等) 家族の特徴(家族アイデンティティ)	結婚歴や夫婦関係などの問題についての情報、家族構造上の重要な出来事や変化、家族の安定性、ストレスの統制能力、家族機能と機能不全について反復されているパターン、外部の社会的要求に対する適応度	夫婦相互適応性の確立、家族ルールの構築、親族とのつきあい、家族計画など	三者関係への適応(夫婦関係、親子関係(きょうだい関係)が共に機能)、養育機能の充実等						子どもの社会化の支援(家族内外の関わり(参加)のバランス、一貫性、柔軟性)、親子関係の変化への適応等		自立・責任・コントロールの変化(親子関係における再規定)、子どもの自立への支援等	
		b. 家族史	家族が誕生してから現在までの家族史(養育に関連する出来事や経験(離婚、死、喪失等))	・結婚歴や夫婦関係などの問題についての情報 ・家族構造上の重要な出来事や変化										
		c. 家族の課題	家族の将来に対する計画・展望(家族の将来に対する見通し、課題意識など)	・家族の将来に対する見通し、課題意識 ・克服すべき課題への改善計画 ・子どもの自立への支援等										

実態把握・評価対象	実態把握・評価分類	実態把握・評価項目	実態把握・評価細目	着眼点
				共通
地域社会	A. “健全な養育環境を育む”機能	a. 近隣状況（地域コミュニケーション・連帯感）	近隣や地域社会の住民の特徴とその関係性	住民間の情緒的関係性・相互扶助、住民の居住期間、住民の年齢分布、コミュニティへの帰属・参加意識、特記事項
		b. 居住地の状況（住宅街・繁華街など）	居住地の特徴（都市部、清潔、騒音、荒廃・復興、生活資源などの生活環境）	生活環境条件（住みやすい環境、身近な行きつけの場所・施設・店など及びリラックス空間の確保など）、居住地の特徴が子どもやその家族に及ぼす影響
		c. 犯罪や安全に関する問題の発生状況	近隣や地域社会の犯罪・非行といった子ども問題やDV・失業といった家族問題の発生率など	子ども問題や家族問題が子どもや家族に及ぼしている影響、犯罪や非行防止といった子ども問題や家族問題の改善のための取り組み状況
		d. 遊び場（児童館・児童遊園・子ども会など）	子どもが活動するための場所や活動とその利用状況など	子どものニーズに関連しているサービス・活動への参加状況（ボーイスカウト活動など）、利用できるサービスや機関の聞知
		e. 文化的環境 （地域活動、メディア・情報）	子ども学習・生涯学習講座、子育て支援情報の提供など	子どもや家族のニーズに関連した事業などの有無
		f. 自然環境	自然、自然公園、環境汚染（公害）など	自然的環境が子どもや家族に及ぼす影響
	B. “共に助け合う”機能	a. 近親者からの支援・協力	支援・協力の内容・頻度・効果	支援の意欲・能力、支援のための具体的な資源、近親者ネットワークの状況（支援体制）、受け入れ状況（必要性、近親者やその支援に対する子どもや家族の持っている認識や感情など）、効果の程度、経済的負担
		b. 近隣からの支援・協力（組織的支援体制）	支援・協力の内容・頻度・効果	支援の意欲・能力、支援のための具体的な資源、近隣ネットワークの状況（支援体制）、受け入れ状況（必要性、近隣者やその支援に対する子どもや家族の持っている認識や感情など）、効果の程度、経済的負担
		c. 友人・知人からの支援・協力	支援・協力の内容・頻度・効果	支援の意欲・能力、支援のための具体的な資源、友人・知人ネットワークの状況（支援体制）、受け入れ状況（必要性、友人・知人やその支援に対する子どもや家族の持っている認識や感情など）、効果の程度、経済的負担
		d. 職場からの支援・協力	職場状況（労働環境・養育への理解・援助（育児休業））	支援の意欲・能力、支援のための具体的な資源・対策（両立支援）、職場ネットワークの状況（支援体制）、受け入れ状況（必要性、職場やその支援に対する子どもや家族の持っている認識や感情など）、効果の程度
	C. “養育・教育機関と協働して育成する”機能	a. 保育所・幼稚園・学校などの養育・教育および協働状況	機関の利用状況、養育や教育の質、子どもの適応状況、保護者との関係など	子どもや家族の利用満足度（機関やその取組に対する子どもや家族のもっている認識や感情、教育環境（居心地のよさ、わかりやすさ）など）、子ども・家族のニーズに配慮したケア・教育・支援の実施状況、子どもと他の子ども・子どもと職員・保護者と職員との関係性
	D. “社会資源を活用して子ども・家族のニーズに対応する”機能	a. 活用できる・しているサービス・支援機関（活用状況など）	子ども・家族のニーズに対応できるサービス・支援機関の有無と利用可能状況、ソーシャルサポートシステムの有効性	問題解決に有効なサービス機関・施設の有無、サービス充実のための改善状況（改善計画）、専門機関や施設などによるソーシャルサポートの提供状況とその効果、利用しやすい環境・情報提供、経済的負担
		b. 活用できる・しているサービス・支援施策・事業（活用状況など）	子育て支援事業などのサービス・支援事業の実施状況と利用可能状況	問題解決に有効なサービス提供事業などの有無、サービス充実のための改善状況（改善計画）、利用しやすい環境・情報提供、経済的負担

図４　子どもの発育・発達過程について

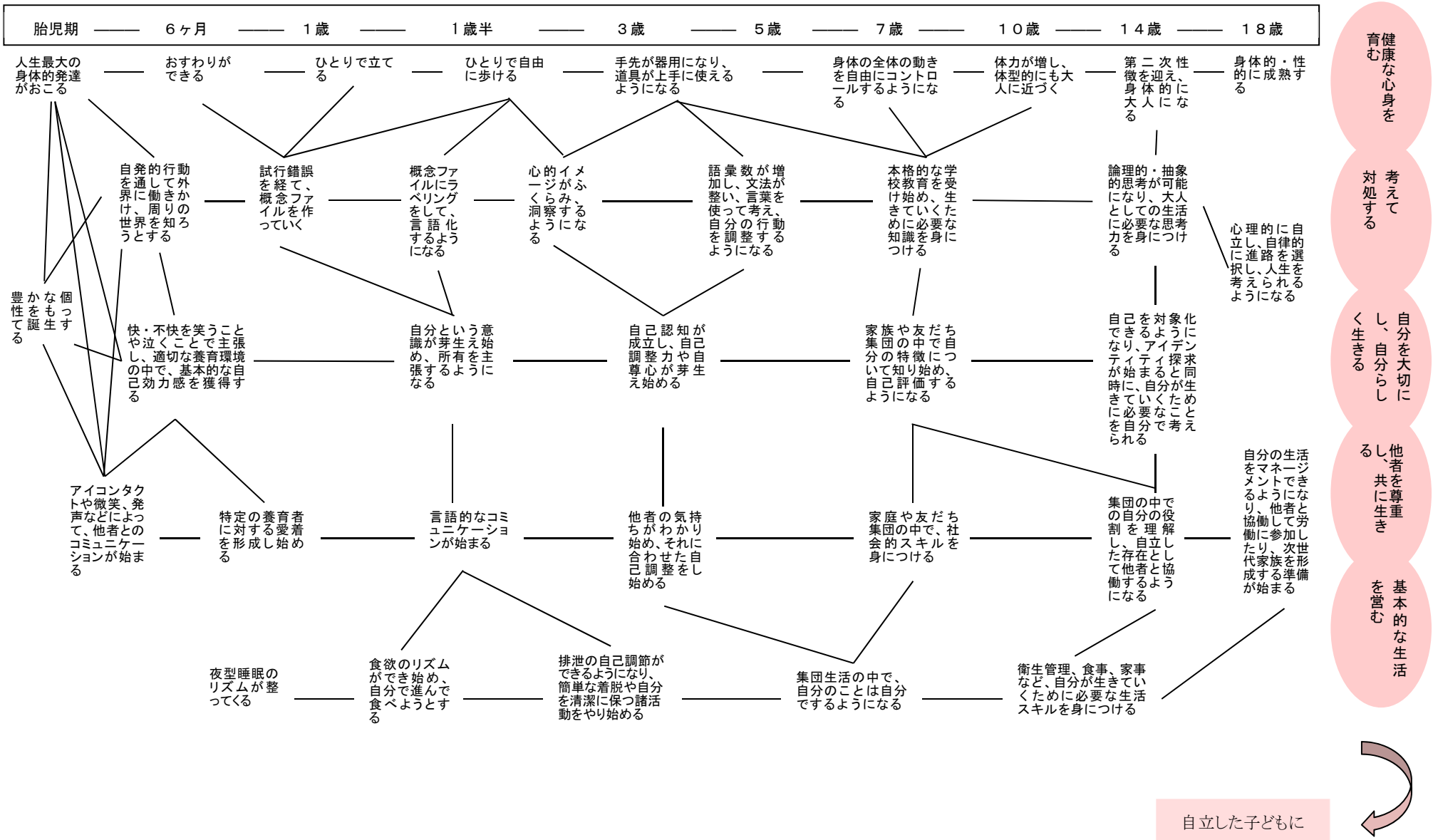

2. 子ども家庭総合評価票の内容について

（1） 子ども自身に関する側面

ケースとなった子どもの健康と発育・発達の特徴を把握するために、表2のとおり 6 つの評価対象領域を設定した。

ア 心身の健康度：“健康な心身を育む”

第一の領域は心身の健康に関する領域である。子どもの心身の発育や発達に歪みや異常、遅れが認められないかどうかをみていく。年齢共通の項目として、身長・体重の発達（発達発育曲線等によって評価）、就寝・起床時間の規則正しさ、全般的な発達状況の評価、心身の疾患・障害の有無とその種類、また身体的な被虐待徴候に関連する不自然なあざや傷あとの有無を確認する。各種の情緒・行動上の問題傾向については、年齢に合わせて主なものが選定されている。

乳児期＝自閉症スペクトラム障害の早期徴候・衝動のコントロール性（泣きに関するもの）
幼児期＝自閉症スペクトラム障害の徴候、反応性愛着障害の徴候、反社会的問題行動傾向、注意欠如・多動傾向、自傷的行動
児童期＝反応性愛着障害および自閉症スペクトラム障害の徴候、反社会的問題行動傾向、注意欠如・多動傾向、自傷的行動、限局性学習障害傾向、抑うつ傾向、登校困難、学校での孤立感、学校での反社会的行動
思春期＝反社会的問題行動傾向、注意欠如・多動傾向、自傷的行動、限局性学習障害傾向、抑うつ傾向、登校困難、学校での孤立感、学校での反社会的行動、アルコール・タバコ・薬物使用
青年中期・青年後期（以下「青年期」）＝反社会的問題行動傾向、抑うつ傾向、登校・出勤困難、学校・職場での孤立感、アルコール・タバコ・薬物使用、社会的引きこもり

なお、これらの行動上の問題傾向については、現時点で全般的な観点から必要最小限と考えられるものを評価票に記載したに過ぎず、ケースによって過不足が生じることが十分想定される。本評価票で取り上げるべき問題カテゴリについては、評価票データの蓄積の中でその妥当性について検討をおこなっていく必要があろう。

イ 自己機能の発達：“自分を大切にする”

第二の領域は自己の発達に関する領域である。子どもが自分という意識（自己認識）を発達させ、自分のイメージ（自己概念）を、自分の内面の情緒の把握とその自己制御ができるようになっていく過程のどこに現在あるかをみていく。青年期ではこれらに加えて自己同一性探求の志向性についても評価対象とする。

ウ コミュニケーション能力と対人関係スキルの発達：“他者を尊重し共に生きる”

第三の領域は他者との関係性の発達に関する領域である。共感性および協調行動の発達と、他者とのコミュニケーション能力、およびそれぞれの年齢段階において対象の子どもにとって重要となる他者との関係性（乳児期＝主たる養育者およびその他の養育者、幼児期＝主たる養育者およびその他の養育者、友だち、児童期および思春期＝主たる養育者、友だち、学級担任の教師、青年期＝主たる養育者、友だち、親友、恋人、教師・上司）を評価の対象とする。

エ 知的な発達:“考えて対処する”

第四の領域は認識の発達と知的な発達に関する領域である。就学前では発達検査において言語的発達や社会的発達、微細運動の発達などの諸側面から総合的に認識の発達の程度について判断し、就学後は知能検査および学業達成の程度から知的発達の状況について評価する。

オ 生活自立能力の発達:“基本的な生活を営む”

第五の領域は社会生活を自立して行うために必要な発達の諸側面に関する領域である。日常生活動作(ADL)の発達と道徳性などの社会規範の獲得、青年期では職業に対する意識の発達の程度について評価する。

カ 個性の発達:“自分らしく生きる”

第六の領域は子どもの個性の発達に関する領域で、評価時点までの発達課題の達成状況の評価とともに、誕生からの生育史、性格的特徴、過去および現在の子どもの好きな活動(趣味や特技)についての情報を収集し、子どもの個別的な全体像の把握の参考とする。

(2) 対象となる子どもの家庭に関する側面

対象となった子どもを取り巻く家庭と家族関係の特徴を把握するために、6つの評価対象領域を設定する(**表2**を参照)。

ア 家族の心身の健康度:“健康な心身を育む家族”

第一の領域では、養育者を中心とする家族メンバーが、心身の状況に問題を持っているかどうかを、いくつかの側面について見ていく。心身の疾患や障害の有無と種類、および疾患や障害がどの程度日常生活の困難を引き起こしているかを評価する。また、養育機能にとって重大な影響を及ぼすと予想される養育者の抑うつ傾向とアルコール乱用度、家庭内での暴力については、全ケースについて把握できるように評価項目を記載している。

イ 家族問の関係性:“個々を大切にして信頼しあう家族”

第二の領域では、親子関係、夫婦関係、きょうだい関係など、家族メンバー間の関係のもち方や、コミュニケーションのあり方について評価を行う。養育者の対象の子どもに対する愛着感、配偶者間の信頼関係、対象の子どもを中心としたきょうだい関係について評価していく。

ウ 家族の全体的機能性および協働性:“安心・調和を基盤にして共に生きる家族”および“協働で対処する家族”

第三および第四の領域は、家族全体の関係性の安定度や家族の協力に関する側面で、家族の凝集性(まとまりの良さ)や、養育者の家庭生活に対する価値付けのあり方、今回主訴となった問題の家族全体としての解決志向性(復元機能、現実検討能力)について評価する。

エ 基本的な家庭経営機能:“基本的な生活を営む家族”

第五の領域では、住居、生計、養育機能、社会への参加度など、基本的な家庭経営が機能しているかどうかを見ていく。家庭の社会・経済的状況、住居の形態と清潔さ、養育機能(ペアレンティング)について評価する。養育機能については、基本的なケアの供給度、関わりの温かさ、過干渉傾向、無視や乱暴などの不適切な養育行動の各側面について評価し、さらに子育てストレス度や子育てのサポート資源についても見ていくこととした。

オ　家族アイデンティティ:“「我が家」「うち」らしさを大切に生きる家族”

第六の領域では、個々の家族のあり方や、これまでの家族・家庭の歴史（家族史）について見ていく。現在の家族の戸籍的関係や保護者の出自家族との関係性、養育者の結婚や対象の子どもの誕生から現在までの主な家族のライフイベンツの種類と発生時期に関する情報を収集し、当該の家族の個別的な全体像の把握の参考とする。

（3）子どもが生活する地域社会に関する側面

ケースとなった子どもを取り巻く家庭と家族関係の特徴を把握するために、アからエまでの4つの評価対象領域を設定する（表2を参照）。

ア　地域の環境の養育機能性:“健全な養育環境を育む地域社会”

第一の領域では、子どもが居住している地域の養育環境として健全性を評価する。居住地域の交通面の安全性や防犯性、児童館や子育てセンター、また民間や行政主催の教育事業や学習機会の有無とその利用について実態を把握する。

イ　ソーシャル・サポート（社会的支援）:“共に助け合う地域社会”

第二の領域では、子どもや養育者、家庭を支援してくれる地域のサポート資源について、現在支援を受けている人と将来支援が期待できる人の両方について情報収集し、当該家庭のサポート環境作りの参考とする。

ウ　保育所・幼稚園・学校などの機関の状況と家庭との連帯度:“協働して育成する地域社会”

第三の領域では、地域社会で対象の子どもが利用している関連施設（保育所・幼稚園・学校など）の施設環境の適切さや家庭・養育者との信頼関係、利用施設での子どもの適応の様子について評価していく。

エ　地域サービスの活用状況:“子ども・家族のニーズに対応する地域社会”

第四の領域は、アクセス可能な地域の子育て支援機関や支援事業の有無とその利用について情報収集し、イと同様にケースに対するサポート環境作りに役立てる。

3. 子ども家庭総合評価票（年齢別）の構成・内容

（1）共通する基本的内容

今回の評価票に含まれている評価項目のうち、比較的重要度が高く、かつケースの全体性の理解にあたってできるだけ初期に評価した方が望ましい基本的な内容については、前述したとおり該当項目の背景を黄色で示した。

（2）年齢別による評価票の構成・内容

本ガイドラインは、前述したとおり、6年齢種の評価票および総括シートを含むものである。

また、実務版として利用可能になるように、冒頭に基本情報欄（作成完了日、記入担当者、対象の子どものプロフィール、所属保育・教育機関、主訴の種類および機能障害の程度（深刻さ）、相談・通告の経路、過去の相談受理、評価票記載完了までの面談回数と面談相手等）を付加し、評価票本体においても領域ごとに特記事項欄を作成した。

4. 記入のめやすと一覧表

評価票への記載に際しての留意点やめやす表、選択カテゴリの一覧表を別冊子としてまとめた。評価票内

容のデータベース化にあたって、できるだけ選択カテゴリを数値化する必要があり、最小限のカテゴリを考案し一覧表に記載している。ケースによってカテゴリの過不足が予想され、データの蓄積をもとにしながら改訂していく必要がある。